

介護保険

改悪ストップ A Q

⑤

なく、住民の反発は避けられません。市町村の財政力の違いによってサービスに格差が生じること必至です。

介護保険見直しでは、国がサービス水準に責任を持つてきた要支援者向けの訪問介護と通所介護が、市町村に丸投げされます。2017年4月までにすべての市町村が、代わりの事業を実施しなければなりません。しかも、市町村には「費用の効率化」が課せられ、事業費に上限が設けられます。毎年5～6%

の割合で増えている費用率に合わせて、3～4%の伸びに抑えます。25年時点では年2000億円も削減を狙うものです。市町村は、これまで通りのサービスを提供しようとすれば上限を超えてしまい、持ち出しを余儀なくされます。逆に上限内で抑えようとするサービスを切り捨てるしか

要支援者向けサービスの市町村事業への移行は可能か（515保険者）

その他
5.4%



中央社会保障推進協議会調べ

Q 自治体はどうなる？

A 財政力でサービス格差

事業費が上限を超えた場合には「個別に判断する仕組み」を検討するとしていますが、財源保障は不確かです。全国町村会は昨年11月20日の大会で、「要支援者への支援の見直しにあたっては、町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じないよう」とあることを求めました。

中央社会保障推進協議会のアンケート調査では、全国515の保険者（市町村や広域連合）の31・4%が、要支援者向けサービスの市町村事業への移行は「不可能」と回答しました。「サービスが大きく後退しないよう配慮しなければならない」「地域格差が生じない」「不安である」などと訴えています。（つづく）